**展示場・多目的スペース利用者　各位**

協同組合　沼津卸商社センター

**火気器具等を使用する催しに対する消火器の設置及び届出の義務化について**

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当組合施設をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

ご利用いただいております皆様方へは、大変お手数をお掛け致しますが、別紙内容をご確認いただき、対象のご利用者様につきましては、清水町消防署へ届出書の提出をお願い致します。

**【清水町消防署への提出書類】**

**①露店等の開設届出書・・・様式第19号**

**②禁止行為の解除承認申請書・・・様式第2号**

**③催物開催場所地図（当会場地図）**

**④非常口、及び消火栓・消火器の配置図**

**⑤対象火気器具、及び危険物の配置図（催しの露店等配置図）**

**⑥対象火気器具の詳細が把握できる書類**

**⑦対象火気器具の写真（※可能であればと消防からの要望有り）**

※火器類を使用せず、電熱機器を使用し、かつ催しを開催する場合につきましては、②の提出は必要ありません。電熱機器を使用しても、露店等の催しを行わない場合、申請は必要ありません。

※火器類（カセットコンロ等の裸火、又は溶接機器等）を使用する場合、①②の申請書を合わせてご

提出ください。対象機器に関しましては、清水町消防署にてご確認をお願いします。

　※②の禁止行為の解除をするにあたっては、当日会場の入り口に【危険物持込厳禁（赤地に白抜き文字：25cm×50cm以上のサイズ）】の看板を掲示する必要があります。（印刷物可）

※①～④につきましては、別添資料をご使用ください。⑤に関しましては主催者様作成の会場配置図

をお持ちいただくか、別添の会場図にご記入いただいても結構です。

※⑦につきましては、対象機器によっては必須となる場合がございますので、詳しくは清水町消防署にご確認ください。

※当施設においては、備付け消火器で使用範囲を賄うことが可能ですが、**火気使用箇所には消防法に基づき消火器を配置**していただきますようお願い致します。

※催事内容によって、上記以外の書類も必要となる場合がございます。

その他詳細については**清水町消防署（TEL:055-973-0119）**にお問い合わせください。

**清水町消防署へ許可申請後、届出書類（消防署受付済みとわかるもの）のコピーを1部**

**当事務局へご提出下さい。**

※郵送またはＦＡＸ（055-973-5754）でも構いません。

駿東伊豆消防本部からの指導内容及び消防規定を一部抜粋

平成25年12月27日に消防法施行令が改正されたことに伴い、清水町火災予防条例が改正され、平成26年8月1日付けで施行されました。尚、現在は清水町消防本部が平成28年4月1日より駿東伊豆消防本部へと変更されていますが、下記の内容については、今まで通り適用されています。

改正の内容

・多数の者の集合する催しにて、対象火気器具を使用する場合は消火器を設置すること。

・多数の者の集合する催しにて、対象火気器具を使用する場合はあらかじめ清水町消防長に届出ること。

多数の者の集合する催しとは

　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他のもの

　（町主催の集客を行う行事、区主催の行事等、事業所が集客を行う行事、学校等の行事で父母等以外の者を招く行事等）

【具体例】※含まれないもの

集合する範囲が個人的つながりに留まるもの

（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識のあるものが参加する催し等）

対象火気器具とは・・・総務省令第24号第18条

・気体燃料を使用する器具（カセットコンロ、ガス調理器具等）

・液体燃料を使用する器具（ストーブ、発電機等）

・個体燃料を使用する器具（炭、固形燃料等）

・電気を熱源とする器具（電気調理器具）

* 火気設備（建築物や屋外において既存に設置されており、容易に移動できないもの）は対象ではない。

消火器について

1. 設置場所、個数
2. 屋外において実施される催しにおいては、各ブースごとに消火器を設置すること。

(一つのテント内において複数の店舗が運営されている場合は共用してもよい。)

1. 屋内において実施される催しにおいては、各ブースごとに消火器を設置すること。

(当該催しを実施する場所に防火対象物として消火器が設置されている場合、その有効範囲内においては消火器の設置をしなくてもよい。)

1. 消火器の種類について
2. 使用する対象火気器具等に適応できる業務用消火器を設置すること。

(基本的にはＡＢＣ粉末消火器とする)

1. 大型消火器等を設置した場合でも、即応性確保のため各露店等に最低1台の消火器は設置すること。
2. 設置する消火器について点検の義務はないが、腐食等がないものを使用すること。
3. 消火器を設置する際は表示ラベルの規格が適合しているものを使用すること。

※　型式失効した消火器についての設置は認められない。ただし、防火対象物に設置されており、消防法に基づく点検を定期に行い、良好と判断されているものについてはこの限りではない。

届出を提出する人・・・火災予防条例第45条関係

　・行為をしようとする人

1. 催しの主催者が把握する露店等については、主催者による一括申請とする。
2. 当該催しの主催者が把握していない露店等は、その露店等を開設する者。

届出の提出期限

　・当該露店等の開設を含めた催しを実施しようとする7日前までに清水町消防長へ届出ること。

　　（実質的には清水町消防署にて受付事務を実施する。）

**清水町消防署（ＴＥＬ：０５５-９７３-０１１９）**

会場に関するお問い合わせは・・・

〒411-0912

静岡県駿東郡清水町卸団地203番地

協同組合　沼津卸商社センター

TEL:055-971-6500　FAX:055-973-5754

担当：廣瀬・林　まで